

授業科目名： 環境法	教員の免許状取得のための 選択必修科目	単位数： 2単位	担当教員名：高橋満彦 担当形態：単独
実務内容 (実務家教員の場合)			
科 目	教科及び教科の指導法に関する科目 (中学校社会及び高等学校公民)		
施行規則に定める 科目区分又は事項等	教科に関する専門的事項 「法律学、政治学」		
<p>「学位授与の方針」との関係</p> <p>星槎大学は、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という三つの約束のもと、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献する」を教育理念としています。共生科学部は、この三つの約束、教育理念に基づき、「21世紀を創造する広く深い知の涵養」「共生する心の耕作」「課題探究能力の育成」「インクルージョン教育に基づいた社会実践を担い、社会変革を目指す人材の養成」を教育目的とし、以下の「星槎共生スピリット」を身に付けたものに学位を授与します。</p> <p>A. 共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現の専門的知識を生かし、狭い専門領域を越えて統合しようとする意志を持つこと。</p> <p>B. 問題が生起する現場において、専門知や統合知を使い、解決のために実践しようとする気概を持つこと。</p> <p>C. 共感理解教育の理念を認識し、実践すること。</p> <p>D. 多様な人々や生命に対して、他者を認め、他者を排除せず、仲間を作るという星槎の三つの約束の精神に則って、共生社会の創造に貢献する姿勢を身につけていること。</p> <p>E. 個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけていること。</p> <p>F. 共生社会創造の目的のために、絶えず学び続ける意欲を持つこと</p>			
<p>授業の到達目標及びテーマ</p> <p>環境保全のために存在する法の概要を知り、いかなる役割を果たしているかを知る。</p>			
<p>授業の概要</p> <p>環境は広い分野にまたがるが、主要な分野における個別法の概要を学んだ後、環境法の理念を知る。</p>			
<p>授業計画</p> <p>第1回：環境法とは、公害問題や資源問題の歴史</p> <p>第2回：公害問題の教訓</p> <p>第3回：都市景観の管理</p> <p>第4回：自然環境保全（1）自然公園等</p> <p>第5回：自然環境保全（2）野生動物等</p> <p>第6回：水資源の保全</p> <p>第7回：廃棄物の適正処理（1）廃棄物処理法の仕組み</p> <p>第8回：廃棄物の適正処理（2）リサイクルに係る法の仕組み</p> <p>第9回：環境法の目標と基本的な考え方（1）持続可能な発展、環境権</p>			

第10回：環境法の目標と基本的な考え方（2）汚染者負担原則、予防原則

第11回：環境法の基本的手法

第12回：環境法の執行

第13回：環境アセスメント

第14回：環境問題の解決と訴訟

第15回：総括と振り返り

科目修得試験

*スクーリングでは、第4回、第5回、第10回、第11回等を取り上げる。

教科書

(1) 北村喜宣『環境法（第2版）』有斐閣ステイディア

参考文献

(1) 交告尚史、白杵知史『環境法入門』（第4版）有斐閣アルマ 2020年

学生に対する評価

レポート評価（25%）、スクーリング評価（25%）、科目修得試験（50%）の割合で総合して評価する。